

サンプル、この頁は、参照用のためのみのものです

EDD コールセン
ター私書箱
市 カリフォルニア州 郵便番号



郵送日: 00/00/0000

当局の使用のためのみ: 000000000

請求者の姓名
請求者の住所
市 カリフォルニア州
郵便番号

EDDの電話番号：
英語 1-800-300-5616
スペイン語 1-800-326-8937
広東語 1-800-547-3506
標準中国語 1-866-303-0706
ベトナム語 1-800-547-2058
TTY (非音声) 1-800-815-9387
ウェブサイト www.edd.ca.gov

失業保険裁定の通知

この通知は、あなたが失業保険 (UI) 給付の受給資格を有するか否かに係る最終的な決定ではありません。この通知を注意深く検討し、以下の表に示されている雇用主及び賃金に係る情報が正確なものであることをご確認ください。以下の表に賃金が表示されていないことに係る複数の理由に関する情報、及びこの表に記載されている情報の何れかに同意出来ない場合、又はこの表から情報が欠落していると思われる場合の対処方法等に関する追加的な指示については、この通知の裏面をご参照ください。

1. 請求開始日: 00/00/0000
 2. 請求終了日: 00/00/0000
 3. 最大給付額: \$0000
 4. 週当たりの給付額: \$000
 5. 総賃金: 00,000.00
 6. 四半期所得の最高額: 0,000.00
7. この項目は、あなたの請求には適用されません。詳細については、裏面の項目第7をご参照ください。
8. あなたは、毎週フルタイムの就労先を探さなければなりません。詳細については、ハンドブック「福利厚生と雇用サービスのガイド」DE 1275A をご参照ください。 www.edd.ca.gov/forms/ からオンラインで入手できます。
9. この項目は、あなたの請求には適用されません。
10. この請求裁定は、基準期間 (通常又は代替的) に基づき計算されています。

11. 従業員姓名:	12. 次の時点において終了する四半期に係る従業員の賃金:				13. 雇用主名称:
	月/年	月/年	月/年	月/年	
請求者の姓名	0,000	0,000	0,000	0,000	ABC CO
14. 総合計:	0,000	0,000	0,000	0,000	

次頁に記載されている重要な情報

以下の場合、あなたの従業員としての賃金が「0ドル」と表示されること、及びこの通知の裏側の表に雇用主の表示が欠けること、又はその一方が発生する可能性があります：

- EDDによる本人確認が必要です。この場合、EDDは、あなた宛に本人確認の要請を送付することになります。あなたの請求手続を進行させるためには、このフォームに記載されている指示に従わなければなりません。
- あなたの所得が誤った社会保障番号のもとに報告されています。この場合は、EDDにご連絡ください。(以下の指示をご覧ください。)
- あなたは連邦政府機関に就労したことがあり、賃金が認証されています。この場合、EDDは、賃金が認証され次第、改訂された裁定通知を郵送し、又は追加情報が必要な場合は郵送で連絡することになります。
- あなたの雇用主があなたの所得の報告を怠りました。例えば、雇用主があなたを独立請負業者と呼び、納税フォーム1099を発行した場合などが該当することになります。この場合は、EDDにご連絡ください。(以下の指示をご覧ください。)

あなたがこの通知の裏面の表に記載されている情報に同意されない場合 (以下を含む)：

- あなたの賃金が欠け、又は誤っているとき。
- 雇用主が列挙されていない、又はあなたが就労しなかった雇用主が列挙されているとき (及びあなたが連邦職員ではなかったとき)。

その場合は、この通知の上部に印刷された「郵送日」から30暦日間以内に、この通知の裏面に記載されているEDDの郵送先住所に書簡を郵送することによりEDDに連絡しなければなりません。あなたが30日間以内にEDDに連絡しない場合、裁定額を他の金額に変更すべきか否かを決定するために請求を調査する必要がある旨をEDDに通知する機会を逃す可能性があります。EDDは、正当な理由がある場合は、この30日間の期間を延長する可能性があります。

次のものをご提供ください：

- あなたの姓名、住所、及び社会保障番号、並びに
- 賃金の証明 (W-2若しくは1099、給与明細書、現金領収書、又は所得を示すその他の書類を含む)、及び請求に追加することを希望される雇用関連情報、又は
- あなたがこの表に列挙されている雇用主のために就労しなかった場合、列挙されている雇用主のために就労しなかった旨の陳述。

重要な点：この通知の裏面に記載されている不正確な雇用情報又は賃金情報についてEDDに通知することを怠った場合、意図的に情報を差し控えたときは、過払い、並びに他の失格及び罰則の対象となる可能性があります。

以下は、この通知の裏面に記載されている各項目の追加情報です：

1. あなたの請求の開始日。
2. あなたの請求の終了日。
3. この請求から受領することが可能な合計金額。
4. 週ごとの資格要件を満たしている場合、あなたが支払いを受けることが可能な最高額。
5. 項目第12に係る表に記載されている四半期中に雇用主が報告した所得の総額。これらの所得は、あなたに対する最高給付額の計算に使用されました。
6. この表の項目第12について列挙されている暦年四半期で所得が最も大きいものです。これらの所得により毎週の給付額が決定されます。
7. 記載されている金額は、該当する場合、公立又は非営利の学校から得た賃金を差し引いた金額です。この項目第12に係る表に記載されている四半期の何れかについて、公立又は非営利の学校に就労されていた場合、学校の休みの期間中の賃金を請求の中に含めることが認められない場合があります。
8. 法律の規定に基づき、給付金を請求する時は、就労先を見つけるためにあらゆる合理的な努力を払わなければなりません。
9. 失業保険法 (第1277条) により、翌年の請求を有効とするためには、前の請求の開始日から終了日までの間就労することが必要となります。これがあなたの請求に該当する場合は、追加の指示を受領されることとなります。
10. あなたの請求の立証に使用される基準期間のタイプ、これは、標準基準期間又は代替基準期間の何れかとなります。
11. 列挙されている暦年四半期毎のあなたの所得をEDDに報告するため、あなたの雇用主が使用した名称。
12. これらは、列挙されている各暦四半期にあなたが稼いだと雇用主が報告した賃金であり、UIの目的のために利用できる可能性のあるものです。各暦四半期は3か月間にわたります。これらの所得により給付裁定の額が決定されることとなります。
13. 項目第12に係る表に列挙されている暦年四半期中に、あなたが就労した雇用主の名称。
14. 項目第12に係る表に列挙されている暦年四半期毎に、すべての雇用主が報告した所得の総額。

失業保険給付の内容を知ることは、あなたの責任です。知っておくべきこと (DE 1275B)、及び福利厚生と雇用サービスのガイド (DE 1275A) と呼ばれるハンドブックの内容。双方の出版物は、あなたの失業に係る権利及び責任について説明するものであり、edd.ca.gov/forms/ から入手することができます。

UI 給付を受給するために、あなたは、当初の時点において給付を受ける資格を証明し、その後、2週間毎に次の方法の何れかにより証明しなければなりません：UI OnlineSM、EDD Tele-CertSM、又は継続請求フォーム (DE 4581) の用紙の提出給付金の認定の詳細については、edd.ca.gov/forms/ から入手できる DE 1275 ハンドブックをご参照ください。

UI請求を取り消す方法

あなたは、この通知を受領後請求を取り消すことができます。請求の取消しを希望される場合、速やかにEDDにご連絡頂くことが必要です。UI給付の証明を行わないこと。法律により、給付金が未払いであり、失格通知が郵送されておらず、この請求に関して過払いがなされておらず、あなたの請求に係る給付年度が終了していない場合に限り、UI請求を取り消すことを認めています。請求が取り消された場合、再開することはできません。